

重要事項説明書指定(介護予防)短期入所生活介護

当施設が提供する(介護予防)短期利用生活介護の内容に関し、
あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者の概要

開設者の名称	社会福祉法人 十全朋友会 理事長 臼井 岳
主たる事業所の所在地	静岡県 浜松市 浜名区 平口 2438番地
電話番号	053(581)8571
法人の種類及び名称	社会福祉法人 十全朋友会
代表者職	理事長
代表者氏名	臼井 岳
施設の名称	特別養護老人ホーム 鶴寿の里
施設の所在地	静岡県 浜松市 浜名区 平口 2438番地
介護保険事業者番号	2277205072
指定年月日	平成30年4月1日
交通の便	小松駅よりバスにて5分 十全記念病院から徒歩10分
通常の送迎の実施地域	浜松市浜北区、東区(有玉西町、有玉南町、有玉北町、市野、大瀬、笠井、上石田、小池、常光、積志、貴平、恒武、中郡、西ヶ崎、半田、北区(大原町、新都田、豊岡町、東三方町・三幸町)

2 施設の職員の概要(併設介護老人福祉施設を含む)

令和6年8月1日現在

職種	人数	勤務の体制		
管理者	1人	常勤		1人
医師	1人	常勤	人	非常勤 1人
看護職員	4人	常勤	3人	非常勤 1人
介護職員	27人	常勤	20人	非常勤 7人
生活相談員	1人	常勤	1人	非常勤 人
機能訓練指導員	1人	常勤	1人	非常勤 人
介護支援専門員	2人	常勤	2人	非常勤 0人
栄養士	1人	常勤	1人	非常勤 人

3 指定(介護予防)短期利用生活介護 施設の設備概要

定員	○ 10人
居室	○個室 10室 (1室 12.60㎡~15.16㎡)
浴室	○一般浴槽・脱衣室 7.98㎡ ○機械浴室 15.14㎡
機能訓練室	21.91 ㎡(3F)
共同生活室A	85.77㎡
その他の設備	○地域交流スペース 20.91 ㎡
	○医務室 9.27 ㎡

4 (介護予防)短期利用生活介護運営の方針

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のケアを行うことを目的とし、利用者の尊厳の保持を第一とし、住み慣れた地域での安心した生活を介護・医療の分野において提供することで地域社会への貢献を目的とする

5 利用料金

(1)(介護予防)短期利用生活介護(介護保険適用部分)に際しあなたが負担する

料金は原則として基本料金及び滞在費、食費等の利用料金です。ただし、介護保険給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

基本料金(1日分)

	基本報酬(単位)	ユニット型個室(1割)	ユニット型個室(2割)
要支援 1	529単位/日	615円/日	1,230円/日
要支援 2	656単位/日	758円/日	1,516円/日
要介護 1	704単位/日	817円/日	1,633円/日
要介護 2	772単位/日	893円/日	1,786円/日
要介護 3	847単位/日	977円/日	1,955円/日
要介護 4	918単位/日	1,057円/日	2,155円/日
要介護 5	987単位/日	1,135円/日	2,270円/日

- サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位/1日
- 機能訓練体制加算 12単位/1日
- 看護体制加算(Ⅰ) 4単位/1日(予防短期入所を除く)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(8.3%)
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 介護報酬総単位数×サービス別加算率(2.3%)
- この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生省告示第19号)に規定される介護保健施設サービスを受けた場合は、一定の料金を負担していただきます。
- 浜松市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。なお、上記料金は自己負担(1割)の金額です。
- 上記料金は、1日あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。

食費及び居住費の負担段階別料金(1日分・保険外)

	食費			居住費
	朝	昼	夕	
1段階	300円/日			880円/日
2段階	600円/日			880円/日
3段階①	1000円/日			1370円/日
3段階②	1360円/日			1370円/日
4段階	400円/日	600円/日	440円/日	2100円/日

(2)その他の費用

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に要する費用、食材料費、理容代、その他の日常生活において通常必要とされる費用はあなたの負担となります。

(3) 利用料の支払い方法

あなたが事業者へ支払う料金の支払方法については、月ごとの清算とします。毎月10日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、当月中にお支払いください。支払方法は、銀行口座振込、窓口支払い、自動口座引き落としのどれかをお選びください。

(4) キャンセル料

あなたのご都合により指定短期利用生活介護をキャンセルした場合には、キャンセル料はいただきませんが、キャンセルする場合には、ご利用日の朝8時30分までに連絡してください。中途退所される場合などは、退所までの利用料金を支払っていただきます。

(5) その他

あなたの被保険者証に支払い方法の変更の記載(あなたが保険料を滞納している為、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、保険者の窓口へ提出して差額自己負担分を除く金額の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- 当事業所に電話でお申込みください。当事業所の担当職員が、(介護予防)短期利用生活介護の内容等についてご説明します。
- この説明書によりあなたからの同意を得た後、介護支援専門員が施設(介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア あなたのご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の30日前までに文書で申し出てください。

イ 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の30日前までに文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・あなたが、他の介護保健施設や医療機関等に利用・入院した場合。
- ・あなたの要介護が非該当(自立)又は要支援と認定された場合。
- ・あなたが亡くなったとき。

エ その他

- ・当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当施設が閉鎖した場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・あなたがサービスの利用料を3ヵ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当施設に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービス利用に当たっての留意事項

(1) 利用中の注意事項

- ア 利用中の必要品は最小限にし、クローゼットに収納できる範囲でおねがいします。床に物を置くことはご遠慮ください。また、壁に物を貼ったり、釘を打ったりする事は禁止されています。
- イ 金品の盗難、紛失には責任を負いかねますので、多額の現金や貴重品は所持しないでください。また、利用者どうしで金銭や物品の貸し借りはしないようにしてください。
- ウ 無断で外出・外泊は禁止されています。
- エ 施設内での飲酒は禁止されています。
- オ 喫煙は施設内全て禁止されています。
- カ 空いているベッドに物を置いたり、座ったりしないようにお願いします。
- キ お見舞いに飲食物をお持ちになった方は、飲食の可否をサービスステーションにて看護師にご相談ください。

(2) 面会・お見舞い

・別紙参照
感染症等の状況により変更になる場合があります。

- ・面会の際は、エレベーター横の面会者名簿にご記入ください。
- ・利用者の状態により面会をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- ・酒気をおびての面会はお断りします。
- ・喫煙は施設内全て禁止されています。

8 サービスの内容

当施設があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

ご利用期間:	~	
内 容:	食事 排泄 入浴、清拭 機能訓練 医療、看護 離床	着替え 整容 理美容 特別な居室

○サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、あなたにわかりやすいように説明します。

○サービスの提供に用いる設備、器具等については、サービスごとに消毒したものを使用します。

9 担当の職員

あなたを担当する指定短期利用生活介護職員は以下のとおりです。

医師	阿部仁郎
看護職員	大石 宜世他 3名
介護職員	渥美 優太郎 他 26名
生活相談員	柰屋 匡人
理学療法士	渥美 瑞紀
介護支援専門員	野末 篤志

10 非常災害対策

非常時の対応	鶴寿の里自衛消防隊組織による地域防災無線設置
近隣との協力関係	平口自治会、十全記念病院、介護老人保健施設エーデルワイス 静岡医療科学専門学校、浜松市消防署等
平常時の防災訓練等	年2回以上実施
防災設備	スプリンクラー、屋外・屋内消火栓、消火器、火災報知器
消防計画	消防署への届出 : 令和5年7月1日 防火管理者 柰屋 匡人 内容 : この計画は、消防法8条1項に基づき 鶴寿の里における防火管理業務 について必要な事項を定めて、火災、 地震、その他の災害の予防、及び人命 の安全並びに災害の防止を図ることを 目的とする。

11 苦情処理

あなたは、当施設の介護保健施設サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てる事が出来ます。あなたは、当施設に苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けません。

12 情報開示

あなたはいつでも身体又はサービス提供記録等の情報について説明を申し出ることが出来ま

苦情相談窓口 担当 生活相談員 杢屋 匡人

電話番号 053-581-8571

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

市町村	浜松市役所介護保険課	053—457—2875
	浜名区役所長寿保険課	053—585—1121
	中央区役所長寿保険課	053—424—0183
国民健康保険団体連合会	苦情受付窓口	054—253—5590

令和 年 月 日

(施設)

介護保健施設サービスの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県浜松市浜名区平口 2438

名称 特別養護老人ホーム 鶴寿の里 ㊞

説明者 生活相談員 柰屋 匡人 ㊞

(利用者)

この説明書により、介護保健施設サービスに関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名 ㊞

(家族)

住所

氏名 ㊞
